

まかせて安心!! 電気保安のパートナー

お客さまのための

〈第81号〉

電気と管理

一般社団法人 東北電気管理技術者協会

自家用電気工作物 保安規程について

自家用電気工作物の設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する安全を確保するため保安規程を制定し遵守しなければなりません。

保安規程は、電気事業法の定めるところにより設置者が作成して関東東北産業保安監督部長に届け出ているもので、電気事故防止の基本となるルールです。

この規程に則り、お客様と電気管理技術者とが互いに協力し合い電気設備を安全に使用していくことが重要です。

1. 保安規程に定められている事項

第1章 総則	関係法令及び保安規程の遵守のための体制
第2章 保安に関する業務の管理	業務を管理する者の職務、組織
第3章 保安教育	従事者に対する保安教育
第4章 工事の計画及び実施	電気工作物の設置、変更
第5章 保守	保安のための巡視、点検及び検査（実施基準）
第6章 運転又は操作	電気工作物の運転、操作 発電所を相当期間停止する場合の保全方法
第7章 災害対策	災害その他非常の場合にとるべき措置
第8章 記録	保安についての適正な記録（記録簿、設備台帳）
第9章 責任の分界	電気事業者等との責任分界点（使用区域平面図）
第10章 雑則	その他保安に関し必要な事項

保安規程には、電気設備の保安に関する具体的な事項が定められています。身近において関係従事者の指導や事故防止に役立ててください。

2. 巡視、点検等における電気管理技術者とお客様の主な役割

電気管理技術者

お客様

<p>月次点検・年次点検等を実施し、結果を記録してお客様に報告する。</p>	<p>.....</p>	<p>記録を確認し、保管する。(点検記録は3年以上保管が必要)</p>
<p>月次点検において、日常巡視での異常の有無について問診し、異常があった場合は計測器等による原因究明の点検を行う。</p>	<p>.....</p>	<p>日常巡視(※)を実施する。(異常発生の有無や設備の変更等を電気管理技術者の点検時に通知する)</p>
<p>点検の結果、技術基準に不適合又はその恐れがある場合は、修繕・改良をお客様に助言する。</p>	<p>.....</p>	<p>技術基準に適合させるための修繕・改良を実施する。</p>

(※) 日常巡視とは、構内第1柱の設備やキュービクル及び構内設備等の電気設備を目視でチェックすることです。例えば、防風、降雪、降雨等で異常な状態になっていないか等、危険な箇所がないかを目視で確認してください。

3. 保安規程の変更について

保安規程の内容に変更があった場合は、遅滞なく届出をする必要がありますので、必ず電気管理技術者に連絡をお願いします。

主な事例は、次のとおりです。

- ①設置者の名称を変更したとき
(代表者氏名の変更は必要ありません)
- ②事業場の名称を変更したとき
- ③設置者が移転し住所を変更したとき
- ④事業場の住所表記が変更されたとき
- ⑤非常用発電装置を設置したとき(発電所の設置は事前申請)
- ⑥受電柱の位置やキュービクルの位置が変更になったとき

詳しくは、当協会の電気管理技術者にご確認ください。

